

広島県告示第七百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定によって、次のとおり保安林を指定する。

平成二十一年八月二十日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 保安林の所在場所

豊田郡大崎上島町中野字烏帽子岩九二、字天狗山七三八、字手水川七四一、字猪口谷七七三、七七九の三、七七九の四、七八〇、七八一から七八四まで、七八七、七八八、七九〇から七九二まで、七九四、七九六から七九八まで、八〇〇、八〇一、八〇三、八〇四、八〇六から八一一まで、八一三から八一六まで、八一八、八一九

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐にかかる伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局農林整備部森林保全課及び大崎上島町役場に備え置いて縦覧に供する。）